「セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書」 発行手数料の改定について(お知らせ)

令和7年1月1日より、電子証明書の発行手数料が変更になります。

発行手数料の変更については、発行元であるセコムトラストシステムズ株式会社から料金 改定の申入れを受けたこと及び日司連が発行手数料の一部を負担することを取り止めること を受けたものです。

日司連ではこれまで、電子証明書の利用促進のために発行手数料を一部負担してまいりましたが、電子証明書の取得率が約74%となり、日司連が果たすべき役割を達したと考えられること等から、令和6年6月20日・21日に開催した日司連定時総会において、日司連会則の一部変更議案を上程し、承認されました。

新料金は令和7年1月以降の仮申込及び継続利用申込から適用します。継続利用申込は電子証明書の有効期限4か月前から手続が可能となります。

また、「セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書サービスホームページ」 (https://ca3.nisshiren.jp/repository/) においてその旨お知らせいたします。司法書士電子証明書の発行を希望する会員には仮申込完了後に利用申込書とともに送付する「電子証明書の発行手数料に関するご案内」、継続申込の会員には期限切れの4か月前を目途に通知する有効期間満了のお知らせにより、個別に発行手数料をご案内いたします。

【適用費用 (新規・継続)】

適用費用(新規申込・継続申込共) 有効期間 5 年間	発行手数料 (税込)
令和6年(2024年)12月27日午後8時まで	16,060円 ※日司連が発行手数料のうち 8,800 円を負担し、7,260 円を発行手数料 としている
令和7年(2025年)1月6日午前10時以降	20,075円 ※日司連による発行手数料の一部負 担はなし

※発行費用切替えのシステム更新のため、令和6年12月27日午後8時~令和7年1月6日 午前10時の間は全ての申込受付を停止いたします。

※令和6年 12 月中に手続きを行うことが可能なのは、有効期限が令和7年4月までの証明書です。有効期限が令和7年5月以降の場合は、令和7年1月以降に順次手続きが可能となります。

※仮申込又は継続申込と前後して氏名や自宅住所等の登録事項変更を所属司法書士会に届け出ている場合、登録事項を変更してからの電子証明書の発行手続となります。そのため、令和6年(2024年)12月27日午後8時までに手続を行った場合であっても、変更後の手数料が適用されることがありますのでご留意ください。

- ※発行手数料の振込先は、これまでと変更がなく日本司法書士会連合会です。
- ※金融機関への振込手数料は振込人負担となります。

※同様のご案内は、令和6年9月10日付日司連発第848号通知にてお知らせしております。

[電子証明書の発行に関するお問い合わせ先] セコムトラストシステムズ株式会社 CAサポートセンター 司法書士電子証明書担当

E-mail: gid-shiho@secom.co.jp / TEL: 0570-020-213

※ナビダイヤルへ発信できない場合、050-3786-2782 をご利用ください。 受付時間:9:00~12:00 13:00~17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く)